

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 後志総合振興局

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケイジンカイ				
法人名	社会福祉法人湊仁会				
法人所在地	〒	064-0823			
	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号				
フリガナ	クボタ ユウジ				
書類作成担当者	窪田 裕二				
連絡先	電話番号	011-640-6767		E-mail	kubota-yu@kejinkai.or.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	225,180	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	225,180	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額(③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	254,453	円



【記入上の注意】

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		73,710	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①の見込額以上となること)		254,453	円

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			
① 令和7年4月以降の加算見込額のうち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額		0	円
② 上記①を算定として実施する新たな賃金改善の見込額		円	(0.00)
③ うち、基本給等の新増の引上げによる賃金改善の見込額(②の額の2/3以上となること)		円	
④ ③以内は繰り越す(月間定率)とする場合		(0)	円

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

○

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

☐
☒
☐
☐

小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。

職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。

年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

その他(

)

(6)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。
※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う旨をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
・「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち4以上の取組(うち1は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う旨をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
・「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針、人材育成方針、その実現のための施策、仕組みなどの明確化 ②事業主者の共同による採用・人事コーディネーション・面接のための講座開催 ③各地域からの聴覚者、主聴者、中高年者等、経験者・資質経験者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築・採用の実績でも可 ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による就業意欲向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	①各地域からの国家資格等の取得を目指す者に対する研修費用支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する国家資格の取得研修費、サービス管理責任者研修、聴覚者研修、聴覚行政指導員研修等聴覚行政専門技術研修の受講支援等 ②研修等の受講やキャリアアップ支援制度と人事制度との連動によるキャリアアップ・昇進等の導入 ③エネルギー・メンター(仕事やメンタル面のサポート)等とする担当者(制度等)導入 ④向上教育・担当指導によるキャリアアップなど、キャリアアップ・向上等に関する定期的な相談の機会等の確保
両立支援	①子育てや家族等の介護者と仕事の両立を目指す者の休職支援等の充実、事業所内託児施設の整備 ②従前員の事後療養の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、雇員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
多様な働き方の推進	①有給休暇の取得しやすい雰囲気、基盤体制のため、具体的な取組目標(例えば、1週間以上の休職を年に1回取得、付与日数のうち90%以上を取得)を設定した上で、取得率を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ②有給休暇の取得促進のため、情報共有や相談担当等により、業務の個人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ③障害者を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	④業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置や相談体制の充実 ⑤長時間勤務労働者等も受け可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑥腰痛・有識者員等の身体負担軽減のための介護技術の研修支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理室に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑦事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ⑧研修の課題の見える化(課題の抽出、課題の特定化、業務時間調整の実施等)を実施している ⑨安全活動(業務管理の手法の工夫、整理・整頓・清掃・点検・点検の5Sを軸としたもの)等の実施による意識環境の整備を行っている
生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	⑩業務効率化の推進、情報共有、就業支援活動が不慣れなもの、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ⑪ICT活用(見守り支援、移動支援、移動支援、入居支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビデオシステム・カメラ等)の導入 ⑫業務改善の推進に当たって関係者(関係職員が支援に集中できる環境を整備、特に、業務改善(作業等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、関係支援業務に従事する者の雇用や外注等で工夫など、役割の整理し業務の効率化等を行う。 ⑬各事業主者の共同設置、共同施設・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務協賛部門の策定、共同で行うITインフラ整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共有化等、協賛化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	⑭コーチング等による職場でコミュニケーションの円滑化による働きがいの向上・介護業務の気づきを踏まえた勤務環境や業務内容の改善 ⑮地域社会への認知・定着(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の見学・研修や住民との交流の実施 ⑯利用者やその家族方針と障害福祉サービスの理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ⑰支援の標準化や、利用者やその家族からの謝意等の情報共有する機会の確保

見える化要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ・ 実施する取組方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

- ホームページへの掲載 ☐ 職場環境等要件の23項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」での選択
- ☐ 職場環境等要件の23項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じ提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

		○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。		
令和	7 年 4 月 10 日	法人名 社会福祉法人湊仁会 代表者 職名 理事長 氏名 谷内 好

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること ○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること ○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること ○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること ○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと ○
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること ○ 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと

4 要件を満たすことの確認・証明		
・ 必要な項目が全て選択されていること		○
・ 誓約・記名が行われていること		○

